

徳島県告示第406号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定に基づき、土地改良区の役員の退任及び就任について届出があったので、同条第19項の規定により次のとおり公告する。

令和8年7月31日

徳島県知事 後 藤 田 正 純

- 1 土地改良区の名称
今津浦土地改良区
- 2 退任役員及び就任役員

役員名	退任役員氏名	就任役員氏名	住 所
理 事	岡 本 浩 万		阿南市那賀川町今津浦宮面42－1
同	青 木 武		同 免許209－2
同		久 保 正 弘	同 喜来75
同		佐 野 哲 也	同 松久保40－1